

# 那須烏山市境財産区補助金について

那須烏山市境財産区補助金は、境地区の自治会等が集会施設等の新築に要した費用の一部を、境財産区の保有する資産を原資として補助することにより、住民福祉の向上に資することを目的に交付するものです。

- 1 対象者 ①境財産区に属する自治会  
② // が2以上で組織する共同組織

## 2 補助対象施設と補助率等

補助対象施設の区分※1	補助対象経費	補助率	自治会負担 (限度額内の場合)	補助 限度額
集会施設	建築費※2、設備費及び解体撤去費（用地取得費、造成費、外構工事費及び備品購入費を除く。）	補助対象経費からこの規程による補助金以外の補助金・助成金等の額を減じて得た額に10分の9を乗じて得た額以内	10分の1	なし
消防団詰所	同上	補助対象経費の2分の1以内	なし	150万
準ずる施設として境財産区管理者が認めるもの	同上	補助対象経費の2分の1以内	2分の1	300万

※1 集会施設、消防団詰所は補助対象経費が10万以上、準ずる施設は20万円以上となります。

※2 建築費には、新築・増築・改築及び修繕を含みます。

- 3 補助金の交付回数 補助対象施設の区分ごとに1回限り

- 4 手続き ①境財産区管理者に必要書類を添えて申請  
②審査ののち、交付の可否を決定し通知  
③工事着書～完成  
④実績報告書の提出  
⑤審査ののち、補助金の額を確定し通知  
⑥補助金の請求  
⑦補助金の支払い

工事完成前に補助金の概算払いが可能です

### 【注意点】

管理会移行後の予算の決定は、管理会の同意を得たうえで那須烏山市議会の議決が必要となります。補助金を受けたい場合は、管理会事務局へ事前の相談をお願いします。